

「古事記を読むⅢ」

―日本書紀と比較しつつ（成立過程等）―

群馬県立女子大学 北川 和 秀

①

臣安萬侶言す。

（中略 日本歴史の要約、天武天皇の事績）

是に、天皇詔りたまひしく、朕聞く、諸家の費てる帝紀と本辞と、既に正実に違ひ、多く虚偽を加へたり。今の時に当りて其の失を改めずは、幾年も経ずして其の旨滅びなむとす。斯れ乃ち、邦家之経緯、王化之鴻基なり。故、惟みれば、帝紀を撰び録し、旧辞を討ね竅め、偽を削り実を定めて、後葉に流へむと欲ふとのりたまひき。時に舍人あり。姓は稗田、名は阿礼、年は廿八。人となり聡明くて、目に度り口に誦み、耳に払るれば心に勒す。即ち、阿礼に勅語して、帝皇日継と先代旧辞とを誦習はしめたまひき。然あれども、運移り世異りて、未だ其の事を行ひたまはずき。

（中略 元明天皇の事績）

焉に、旧辞の誤忤へるを惜み、先紀の謬錯れるを正さむとして、和銅四年九月十八日に、臣安萬侶に詔して、稗田阿礼が誦める勅語の旧辞を撰び録して献上らしむといへれば、謹みて詔旨の随に、子細に採り撫ひぬ。然あれども、上古の時は、言と意と並に朴にして、文を敷き句を構ふる事、字に於ては難し。已に訓に因りて述べたるは、詞心に逮ばず。全く音を以ちて連ねたるは、事の趣更に長し。是を以ちて、今、一句の中にもあれ、音と訓とを交へ用ゐ、一事の内にもあれ、全く訓を以ちて録しぬ。即ち、辞理の見え匡きは、注を以ちて明し、意況の解り易きは、更に注せず。亦、姓に於て日下を、玖沙訶と謂ふ。名に於て帯の字を、多羅斯と謂ふ。如此る類は、本の随に改めず。大抵記せるは、天地の開闢けしより始めて、小治田御世に訖る。故、天御中主神より以下、日子波限建鵜草葺不合命より以前を、上巻とし、神倭伊波礼毗古天皇より以下、品陀御世より以前を、中巻とし、大雀皇帝より以下、小治田大宮より以前を、下巻とす。并せて三巻を録して、謹みて献上る。臣安萬侶、誠に惶き誠に恐まり、頓首す。

和銅五年正月廿八日

正五位上勲五等太朝臣安萬侶

（古事記序）

② 民部卿從四位下太朝臣安麻呂卒しぬ。(続日本紀 養老七・七・七)

③ 左京四條坊從四位下勳五等太朝臣安萬侶以癸亥
年七月六日卒之 養老七年十二月十五日乙巳

(太安萬侶墓誌)

④ 皇太子・嶋大臣、共に議りて、天皇記及び国記、臣連伴造国造百八十部并て公民等の本記を録す。(日本書紀推古二八是歲) 620

⑤ 蘇我臣蝦夷等、誅されむとして、悉に天皇記・国記・珍宝を焼く。船史恵尺、即ち疾く、焼かるる国記を取りて、中大兄に奉獻る。(日本書紀皇極四・六・一三) 645

⑥ 天皇、大極殿に御して、川嶋皇子・忍壁皇子・広瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首に詔して、帝紀及び上古の諸事を記し定めしめたまふ。大嶋・子首、親ら筆を執りて以て録す。……(日本書紀天武一〇・三・一七) 681

⑦ 八の氏大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛野・大伴・紀伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・采女・穂積・阿曇に詔して、其の祖等の墓記を上進らしむ。(日本書紀持統五・八・一三) 691

⑧ 從六位上紀朝臣清人、正八位下三宅臣藤麻呂に詔して、国史を撰せしめたまふ。(続日本紀和銅七・二・一〇) 714

⑨ 是より先、一品舍人親王、勅を奉けたまはりて、日本紀を修む。是に至りて功成りて奏上ぐ。紀卅卷系図一卷なり。(続日本紀養老四・五・二二) 720

⑩ 詔して曰はく、「文人・武士は国家の重みする所なり。医卜・方術は古今、斯れ崇ぶ。百僚の内より学業に優遊し師範とあるに堪ふる者を擢して、特に賞賜を加へて後生を勧め励すべし」とのたまふ。因て、明経第一の博士從五位上鍛冶造大隅・正六位上越智直広江に、各絶廿疋、糸廿絢、布卅端、鍬廿口を賜ふ。第二の博士正七位上背奈公行文・調忌寸古麻呂、從七位上額田首千足、明法の正六位上箭集宿祢虫万呂、從七位下塩屋連吉麻呂、文章の從五位上山田史御方、從五位下紀朝臣清人・下毛野朝臣虫麻呂、正六位下楽浪河内に、各絶十五疋、糸十五絢、布卅端、鍬廿口。……(続日本紀養老五・一・二七) 721

七 二 三 一〇				一〇 九 八 七 六 五 四 三 二 一		七 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六				六 七 七 七 六 六 六 三 二 一〇				六 六 六 四 四 四 七 六 五 四		六 六 六 六 六 六 六 二 二 二 二 二 二 二 二				西 曆																																				
養 老				靈 龜		和 銅				慶 雲				大 宝				文 武				持 統				朱 鳥				天 武		天 智		大 皇 化 極				推 古				年 号														
七				六		五				四				三				二				元				〇				九				八		七		六					五				四		三		二		一			
元 正		元 明		文 武		持 統						天 武		天 智		孝 德		皇 極		推 古				天 皇																																
長 屋 王		不 藤 比 原 等		石 麻 上 呂				多 治 島 比		高 皇 市 子						中 皇 大 子 兄		蘇 我 馬 子		蘇 我 馬 子		執 政																																		
養老律令成立				【⑩⑨日本書紀撰進】				平城京に遷都 【⑧土事胡撰碑の詔 風土記撰進の詔 紀清人等に詔 国史を編纂させる】				大寶律令を施行				大寶律令を制定				藤原宮に遷都				【⑦十八氏に墓記を提出させる】				天武天皇没		八色の姓を制定		【*⑥史書編纂開始】山の上の碑 【稗田阿礼纂への下命もこの前後か】				近江大津宮に遷都		藤原鎌足没		天智天皇没		壬申の乱。飛鳥浄御原宮に遷都		大化改新【⑤天皇記・国記焼ける。国記救出】				蘇我馬子没		推古天皇没		【④天皇記・国記編纂】				事 項

卷 下																卷 中											上卷	卷								
33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		代		
推古	崇峻	用明	敏達	欽明	宣化	安閑	繼體	武烈	仁賢	顯宗	清寧	雄略	安康	允恭	反正	履中	仁德	応神	仲哀	成務	景行	垂仁	崇神	開化	孝元	孝靈	孝安	孝昭	懿德	安寧	綏靖	神武	神代	天皇		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		宮	
○	○	○	○					○		○																										帝
—		○	○	○	○		○		○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	后妃	
—		○	○	○	○	—	○	—	○	—	—	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	子女	
							43			38		124	56	78	60	64	83	130	52	95	137	153	168	63	57	106	123	93	45	49	45	137	—	享年		
○	○	○	○			○	○					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	崩年	
○	○	○	○			○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	御陵	
							△	△		○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△	○	○	○										○	○	物語	
										2	6	14	12			3	23	11	3		15		1									13	8	歌謡	旧辞的記事	

41 持統	40 天武	38 天智 (× 39 弘文)	37 斉明	36 孝徳	35 皇極	34 舒明	33 推古	31 用明・32 崇峻	30 敏達	29 欽明	27 安閑・28 宣化	26 継体	25 武烈	24 仁賢	22 清寧・23 顕宗・	21 雄略	19 允恭・20 安康	17 履中・18 反正	16 仁徳	15 応神	(神功皇后)	14 仲哀	12 景行・13 成務	11 垂仁	10 崇神	6 孝安・7 孝霊・8 孝元・9 開化	2 綏靖・3 安寧・4 懿徳・5 孝昭	1 神武	(神代)	天皇
								下巻								*神功の項は立てず 中巻								上巻		古事記				
卷 30	卷 29 (天武・下)	卷 28 (天武・上)	卷 27	卷 26	卷 25	卷 24	卷 23	卷 22	卷 21	卷 20	卷 19	卷 18	卷 17	卷 16	卷 15	卷 14	卷 13	卷 12	卷 11	卷 10	卷 9	卷 8	卷 7	卷 6	卷 5	卷 4	卷 3	卷 2 (神代・下)	卷 1 (神代・上)	日本書紀
	β	α			β	α								β																